

# 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例

(平成4年12月制定)

改正 平成19年3月7日条例第4号 平成24年2月28日条例第3号

(設置)

第1条 相楽郡広域事務組合同規約(以下「規約」という。)第3条第2号に規定する事業を円滑かつ効果率的に行い、もって相楽地区広域市町村圏の振興を図るため、規約第13条の規定に定める相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は7億円とする。

- 2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積み立てることができる。
- 3 前項の規定により積み立てが行われたときは、基金の額は、積立金相当額増額するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする。この場合において、剰余金が生じたときは、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

- 2 前項の規定により処分することのできる額は、基金の額から組合を組織する市町村の基金に対する出資金相当額及び基金に対する京都府の補助金を控除した額とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、代表理事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、平成4年度における基金の額は、予算の定めるところによる。

附 則(平成19年条例第4号)

この条例は、平成19年3月12日から施行する。

附 則(平成24年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。